

各 都道府県知事 殿  
政令指定都市市長

内閣府政策統括官（政策調整担当）

### 交通安全対策基本法の一部改正について（施行通知）

平素より交通安全施策の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という。）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号。第13次地方分権一括法）が令和5年6月16日に公布され、同日、施行されることとなりました。

法の改正趣旨、内容等につきまして下記のとおり通知しますので、貴職におかれましては、下記内容について御了知いただきますとともに、各都道府県におかれましては、管内の市町村（政令指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）に対して同内容を周知していただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1 改正の趣旨

内閣府地方分権改革推進室が実施した令和4年地方分権に関する提案募集における提案や、その後の全国市町村を対象にした意見募集において、都道府県の計画と重なるところの多い市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画（以下「市町村交通安全計画等」という。）について、その作成に係る労力を現場の施策の実施に振り向けたいとする意見がある一方、これら計画が、関係機関への協力依頼や施策の進捗管理を行っていく上で有益であるなどの意見があったことなどから、法における位置付けは残しつつ、その作成に係る規定を、努力義務規定から「できる」規定に改正することとしました。

#### 2 改正の概要

市町村交通安全対策会議（同会議を置かない市町村にあっては市町村の長）は、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとすると言われていたところ、作成することができるほか、市町村の長は、市町村交通安全実施計画を作成するよう努めるものとするとき

れていたところ、作成することができるとしました（法第26条第1項及び第4項。別紙参照）。

### 3 留意事項

- 今回の改正により、市町村が市町村交通安全計画等を作成するかどうかについては、それぞれの市町村において、交通環境や交通事故情勢、関連する都道府県の計画、事務負担・体制等を総合的に勘案した上で、より一層地域の実情に応じて適切に判断されることとなります。
- 一方、法第4条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と定めており、この点、今回の改正の前後で変わるものではないことに御留意願います。
- また、計画作成の要否にかかわらず、都道府県、市町村などそれぞれの地域における行政、関係団体、住民等の緊密な連携・協働により、地域の交通安全上の課題に取り組んでいくことは引き続き重要であることについても、御留意願います。

**【本件担当者】**

内閣府政策統括官（政策調整担当）付  
参事官（交通安全対策担当）付 宮脇・志村  
03-6257-1448（直通）

○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	1
○	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（抄）（第二条関係）	2
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第三条関係）	3
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第四条関係）	6
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）（第五条関係）	20
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第六条関係）	24
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（第七条関係）	27
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	63
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（附則第七条関係）	65
○	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）（抄）（附則第七条関係）	66
○	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）（附則第八条関係）	67
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第九条関係）	69
○	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（附則第十条関係）	71
○	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）（附則第十一条関係）	72
○	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十二条関係）	74
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（附則第十三条関係）	76
○	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）（附則第十四条関係）	78
○	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）（附則第十五条関係）	81
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（附則第十六条関係）	83
○	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）（附則第十六条関係）	85
○	津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十六条関係）	86
○	景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）（附則第十七条関係）	87

○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（附則第十八条関係）	88
○	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）（抄）（附則第十九条関係）	91
○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第二十条関係）	93
○	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第二十一条関係）	96
○	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）（附則第二十二条関係）	99
○	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）（抄）（附則第二十三条関係）	103

改正案	現行
<p>（市町村交通安全計画等）</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>（市町村交通安全計画等）</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>5～7 （略）</p>